

平成 26 年 11 月 10 日



三島市会計管理者
会計課
電話 055-983-2665

三島市 企画部 人事課
電話 055-983-2617

源泉所得税等の自己点検結果について

1 概要

三島税務署長から平成 26 年 9 月 3 日付けにて源泉所得税等の徴収状況について行政指導があり、全庁において次のとおり自己点検を実施しました。

(1) 調査対象期間

平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

※誤りがあった場合は、平成 22 年 1 月 1 日～平成 26 年 10 月 10 日を追加点検

(2) 点検項目

- ① 測量士、建築士、土地家屋調査士等所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に掲げる報酬・料金等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収
- ② 給与等及び報酬・料金等に係る復興特別所得税の源泉徴収
- ③ 交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額

2 自己点検の結果

調査を実施した結果、12 課において 7 個人事業主から約 462 万円の源泉所得税の徴収漏れが判明しました。

所管課	対象者数 (延べ件数)	源泉徴収不足額	不納付加算税	延滞税
12 所属	7 人 (25 件)	約 462 万円	約 21 万円	約 16 万円

※上記 1(2)点検項目②、③については該当なし。

※上記の不納付加算税及び延滞税は本市試算による。

3 今後の対応

- (1) 自己点検の結果を三島税務署へ報告し、徴収不足となっている源泉所得税等を納付します。
- (2) 徴収不足に伴い発生する不納付加算税及び延滞税については、税額の確定後に納付します。
- (3) 関係する個人事業主の方に対し、今回の経緯について説明と謝罪を行い、徴収不足となっている源泉所得税等の市への返還をお願いします。

4 源泉徴収漏れの原因

- (1) 委託料などの予算科目で支払う場合には源泉徴収が必要ないものと誤認していたため（職員の認識不足）。
- (2) 個人事業主について、事業所名などから源泉徴収の必要がない法人と誤認したため。

5 再発防止策

- (1) 所得税等の源泉徴収事務について、あらためて文書で通知し、各所属での適正な処理について周知徹底を図ります。
- (2) 従前から行っている文書通知に加え、研修会等においても、所得税等の源泉徴収に関してより具体的に説明し、職員の資質向上を図ります。
- (3) 源泉徴収義務が発生する可能性がある契約については、源泉徴収を促すよう電算システムの改良を行います。
- (4) 源泉徴収担当課である人事課における確認の徹底を図ります。
- (5) 支払審査担当課である会計課における審査の徹底を図ります。

所得税法第 204 条第 1 項第 2 号

(源泉徴収義務)

第 204 条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない。

二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

◆用語の説明

【源泉徴収制度】

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されている。

【源泉徴収義務者】

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税や復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

【源泉徴収をした所得税等の納付】

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日までに併せて納付しなければならない。

【不納付加算税】

源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しなかった場合に課される。

【延滞税】

税金が定められた期限までに納付されない場合には、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税が課される、自主納付の場合、法定納期限の翌日から 1 年を経過する日までについて課される。